

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定に基づき、公告する。

令和6年10月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地区画整理事業の名称
秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
秋田市
- 3 施行地区
秋田市千秋久保田町、同千秋城下町、同中通七丁目、同手形堀反町および同檜山字長沼の各一部
- 4 事業施行期間
自 平成6年7月21日
至 令和20年3月31日（清算期間5か年を含む）
- 5 事務所の所在地
秋田市手形字山崎44番地3
- 6 事業計画決定の年月日
平成6年7月21日
- 7 事業計画の変更の年月日
令和6年10月8日